

令和3年7月1日から

中学1年生から中学3年生までのお子さんの医療費を助成します

＊ ＊ 児童医療費助成制度の申請案内 ＊ ＊

市では、子どもたちの健やかな成長を支援し、子育て世帯の負担軽減を図るため、現在の児童医療費助成制度の対象者（小学1年生から小学6年生まで）を拡大し、7月1日から、小学1年生から中学3年生までのお子さんの医療費を助成します。
※乳幼児等医療助成制度の変更はありません。

〈申請手続〉

4月中旬に保険課から保護者宛に、「児童医療費受給資格証」の交付申請の案内文書を郵送しています。

中学2年生～3年生の場合

交付申請の案内文書が届いたら、申請書に必要事項を記入、押印のうえ、健康保険証のコピーを添付して保険課の窓口へ提出または返信用封筒にて郵送してください。

受付後、6月下旬に、保護者宛に「児童医療費受給資格証」を郵送します。

中学1年生の場合

「児童医療費受給資格証」の登録内容を引継ぎますので申請手続は不要です。

6月下旬に、保護者宛に「児童医療費受給資格証」を郵送します。

資格証の内容をご確認いただき、変更がある場合は、保険課に届出をしてください。

現在、小学1年生から小学6年生までの「児童医療費受給資格証」は、有効期限が小学6年生までになっています。令和3年度中に、有効期限を中学3年生までに更新した資格証を保護者宛に郵送します。（手続きは不要です。）
発送時期が決まり次第、広報ますだ、お知らせ放送、市ホームページ等でお知らせします。

〈申請期限〉5月31日(月)

〈助成内容〉

島根県内および県外の一部の医療機関の窓口で、「健康保険証」等と「児童医療費受給資格証」を提示して受診した場合、本人負担額は総医療費の1割となります。

ただし1月・1医療機関（医科・歯科別）あたりの本人負担上限額は、次の表のとおりです。

対象者	助成対象	本人負担上限額	備 考
小学1年生 ～ 中学3年生	入院	2,000円/月	調剤薬局等での本人負担はありません。 ※調剤薬局等とは、調剤薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。 ※病院や診療所での院内処方による薬代は1割負担となります。
	通院	1,000円/月	

〈助成対象〉 ※中学1年生～中学3年生については、7月1日からの医療費が対象となります。

○健康保険が適用される医療費に限りです。

○予防接種代、薬の容器代、入院時の食事代、おむつ代、文書料等の保険診療でない医療費は対象外です。

○生活保護を受けている場合は対象になりません。

〈助成を受けられなかった場合〉

次の理由により助成を受けられなかった場合には、差額分を払い戻します。

- ・県外の医療機関等を受診し3割負担したとき
- ・「児童医療費受給資格証」を医療機関に提示し忘れ、助成を受けられなかったとき
- ・コルセットなどの治療用装具を作成したとき

●払い戻しの手続きに必要なもの

- ・領収書（金額、医療点数、受診者の氏名、病院名等が記載され押印があるもの）
- ・印鑑（認印可）
- ・預金通帳（振込口座の確認のため）
- ・児童医療費受給資格証
- ・健康保険証
- ・診断書、証明書、健康保険からの支給決定通知（治療用装具の場合のみ）

〈各種手続き〉

次のようなときには、必ず届出をしてください。（届出には、児童医療費受給資格証・健康保険証、印鑑が必要です。）

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・健康保険証の種類や記載内容が変わったとき
- ・紛失や破損などにより再交付を受けるとき
- ・転出・死亡等により資格がなくなったとき
- ・交通事故等にあったとき
- ・健康保険や共済組合などから、高額療養費や付加給付金を受けられるとき

〈高額療養費受領委任のお願い〉

医療費が高額になった場合、加入の健康保険において高額療養費の支給対象となることがあります。その場合には、市から助成した医療費について、高額療養費の受領を委任していただくために委任状の提出をお願いすることがあります。

〈学校内でケガ等をした場合の注意点〉

対象のお子さんが在学中の学校内でケガ等をし、スポーツ振興センターから医療費等の給付が受けられる場合は、児童医療費助成制度は適用されません。児童医療費助成とスポーツ振興センター給付金を受け取られた場合は二重給付となるため、児童医療費助成相当額を市に返還していただくことになります。

【問い合わせ先】

市保険課（7番窓口） ☎ 31-0215 / 美都総合支所 ☎ 52-2312 / 匹見総合支所 ☎ 56-0302

風しんの追加的対策について

～クーポン券の有効期限を延長します～



現在、風しんの追加的対策として、他の世代に比べ抗体保有率が低くなっている昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、まずは抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方については風しんの予防接種を行なっています。

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性については、令和元年5月末に風しんの抗体検査・予防接種の無料クーポン券を送付していますが、抗体検査を受けた方が非常に少ないことから、**クーポン券の有効期限を令和4年3月末までに延長**します。職場での健診や定期受診の機会に、ぜひ抗体検査を受けてください。

なお、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性については、令和2年3月末に風しんの抗体検査・予防接種の無料クーポン券を送付しています。クーポン券の有効期限は令和4年3月末までです。

クーポンを紛失された場合は再発行ができますので、子ども家庭支援課までお知らせください。

【問い合わせ先】 市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381